

所管事項調査

目次

	ページ
1 就学援助における所得基準額の見直しについて・・・	1～2
2 成年年齢引き下げに伴う成人式の在り方について・・・	3
3 令和3年成人式について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

教育委員会

令和2年11月



1 就学援助における所得基準額の見直しについて

(1) 就学援助の認定基準

就学援助の準要保護者を認定する場合の基準は、次のとおりである。

- ア 生活保護が停止又は廃止された場合
- イ 市民税非課税である場合
- ウ 市民税が減免された場合
- エ 個人事業税が減免された場合
- オ 固定資産税が減免された場合
- カ 国民年金の掛金が減免された場合
- キ 国民健康保険税が減免された場合
- ク 児童扶養手当を受給している場合
- ケ 生活福祉資金の貸付を受けている場合
- コ 日雇労働被保険者手帳の交付を受けている場合
- サ 前年の世帯の合計所得金額が所得基準額以下である場合
→世帯の合計所得金額による基準に照らして判定

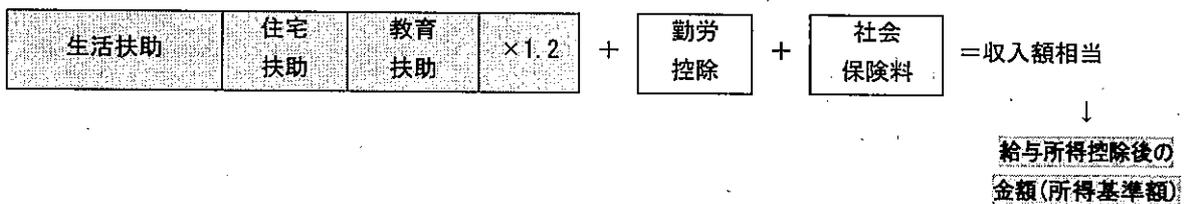
いずれかに該当した場合に認定

○ 現行の所得基準額

(千円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
基準額	2,046	2,350	2,612	2,984	3,435	4,059	4,632	5,061	5,505	6,018

○ 所得基準額の積算イメージ



(2) 所得基準額見直しの必要性

- ・生活保護基準の推移（5年ごとに見直し）

H25～H27（段階的に引き下げ）

H30～R2（段階的に引き下げ）

国から、生保基準の引き下げによる影響が他制度に及ばないよう配慮を求める通知

影響がでないよう、現在まで平成25年4月当時の所得基準額を継続して使用

生活保護基準の引き下げが2回実施される中で、ベースとなる生活保護基準と就学援助の所得基準額との乖離が広がっており、適切な対応とは言えない。

(3) 新たな所得基準額の設定

ア 現在の所得基準額を令和2年10月時点の生活保護基準で算定した場合の影響

(千円)

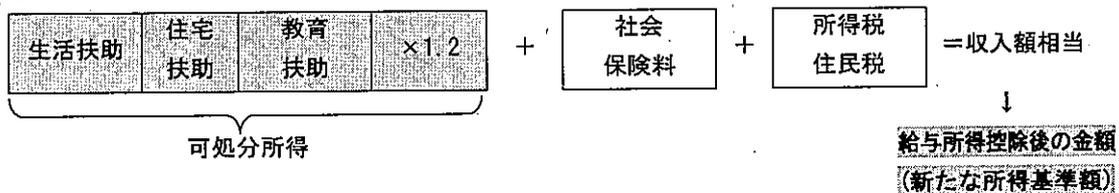
世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計
現在の基準額	2,046	2,350	2,612	2,984	3,435	4,059	4,632	5,061	5,505	
見直し後の基準額	2,091	2,282	2,475	2,833	3,310	3,928	4,478	4,899	5,314	
影響額	45	▲68	▲137	▲151	▲125	▲131	▲154	▲162	▲191	
現在の認定者数(人)	24	176	596	857	391	138	52	4	0	2,238
見直し後認定者数(人)	25	167	521	753	366	131	52	4	0	2,019
影響人数(人)	1	▲9	▲75	▲104	▲25	▲7	0	0	0	▲219

イ 新たな所得基準額の設定方針

- 算定の基礎となる生活保護基準は最新（令和2年10月時点）の基準を適用する。
- 算定に用いるモデル世帯は、実態に即した人員構成に変更する。
- 算定に用いる諸制度（社会保険制度、税制度等）は最新のものを適用する。
- 所得額の算定に「可処分所得[※]」の考え方を用いる。

※ 可処分所得とは、「実収入」から、税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入のことであり、家計の統計などに用いられている。

○ 新たな所得基準額積算のイメージ



ウ 新たな所得基準額

(千円)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人
現行基準額	2,046	2,350	2,612	2,984	3,435	4,059	4,632	5,061	5,505	6,018
新基準額	2,222	2,514	2,802	3,237	3,781	4,325	4,722	5,134	5,719	6,042
現行との差	176	164	190	253	346	266	90	73	214	24

(4) 認定者数の変動状況

(人)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	計
申請者	37	246	808	1,122	466	149	60	4	4	2,896
現行基準	24	176	596	857	391	138	52	4	0	2,238
新基準	25	178	615	883	420	138	52	4	0	2,315
増減	1	2	19	26	29	0	0	0	0	77

(5) 新たな所得基準額の適用時期

新たな所得基準額は、令和3年度分就学援助の申請から適用する。

2 成年年齢引き下げに伴う成人式の在り方について

令和4年4月1日に施行される民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）により、成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、令和4年度以降の成人式の在り方を、次のとおり整理しました。

(1) 対象年齢と実施時期

対象年齢は「20歳」、実施時期は「成人の日を含む3連休」とする。

(理由)

教育委員及び社会教育委員への意見聴取並びに市民意識調査の結果から

- ①飲酒や喫煙が解禁となること
- ②民法の成年年齢と成人式の年齢を必ずしも一致させる必要はないこと
- ③就職活動や受験等の影響が少なく集まりやすいこと

を理由に、現行と同じく、対象年齢は「20歳」にすべきとの意見が多数を占めた。

長崎市としても、

- ①市全体で対象者をお祝いするために多くの対象者が集まりやすい環境を整える必要があること
 - ②飲酒や喫煙が解禁される20歳という年齢は大学生や社会人として一定の社会経験を積むことにより「おとな」としての義務と責任の自覚が深まることが期待されること
 - ③高校卒業後、一度長崎を離れた者がふるさと長崎を顧みる絶好の機会となること
- などを勘案すると、対象年齢は「20歳」が望ましいと判断したものを。

また、実施時期については対象年齢が変わらないことから、現在も対象者が集まりやすい実施時期として設定している「成人の日を含む3連休」を変更する必要がないと判断したものを。

(2) 式の名称

「成人式」の名称を変更して「二十歳のつどい」とする。

(理由)

民法が規定する「成年年齢」と国民の祝日に関する法律が規定する「成人の日」の関係をみると、国民の祝日に関する法律第2条において、成人の日は「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」日と定められているが、この「おとな」の年齢については、明確な定義が設けられておらず、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではないとされている。

しかしながら、民法の「成年年齢」と成人の日の「おとな」については、一般的には同じ意味で認識されているので、成年年齢が18歳に引き下げられた後に、成人式の対象を20歳とするのであれば、その名称を別にした方が違和感は少ないため。

3 令和3年成人式について

(1) 開催日時 令和3年1月10日(日)14時00分～

(2) 開催場所 長崎ブリックホール

(3) 対象者数 3,490人(男性 1,713人、女性 1,777人)
 ※令和2年11月1日現在の住民登録者数

(4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえた例年との変更点

項目	例年	令和3年成人式
ア 式次第	①開式 ②国歌・市歌斉唱 ③市長励ましの言葉 ④市議会議長お祝いの言葉 ⑤来賓紹介 ⑥主催者紹介 ⑦新成人誓いのことば ⑧閉式	①開式 ②国歌独唱 ③市長励ましの言葉 ④市議会議長お祝いの言葉 ⑤来賓紹介 ⑥主催者紹介 ⑦新成人誓いのことば ⑧閉式 ※市歌は式典前後のBGMで流す
イ 当日の新成人の出席受付	受付なし	事前に送付した案内はがきを持参していただき、当日回収。 はがきを持参していない者は、氏名・連絡先を受付簿へ記入していただく。
ウ 新成人への注意喚起	特になし	マスク等の着用。 出席者は前2週間の健康管理の徹底。 発熱や咳、体のだるさなど、体調不良等の自覚症状がある方に関しては、式典への出席を見合わせていただく。 入場口でのサーモグラフィーによる検温。 入場時の手指消毒。 接触確認アプリのインストール。
エ 来賓への案内	市議会正副議長、市議会議員 国会議員、県議会議員 市内中学校校長	市議会議長 国会議員